

受講資格一覧表

職業訓練指導員講習を受講するには、次のいずれかに該当し、それぞれの経験年数を満たしている方に限られます。

No.	受 講 資 格	経験年数
1	一級又は単一等級の技能検定の合格者(但し、電子回路接続及びバルコニー施工除く)	0年
2	学校教育法による大学卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	2年
3	学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	4年
4	免許職種に相当する「応用課程」の養成訓練の技能照査に合格した者	1年
5	免許職種に相当する「専門課程」の養成訓練の技能照査に合格した者	3年
6	免許職種に関し「専門課程」の養成訓練の修了者	4年
7	免許職種に相当する「普通課程」の養成訓練の技能照査に合格した者	6年
8	免許職種に関し「普通課程」の養成訓練の修了者	7年
9	免許職種に関し「短期課程」(訓練時間700時間以上)の養成訓練の修了者	10年
10	免許職種に関し「専修訓練課程」の養成訓練の修了者	10年
11	外国の大学卒業者(免許職種に関する学科を修了した者)	2年
12	免許職種に関し旧法の認定職業訓練(3年)又は技能者養成の修了者	7年
13	学校教育法による高等学校卒業者(免許職種に係る学科を修了した者)	7年
14	免許職種に関し旧法の職業訓練(2年・3600時間)、旧法の認定職業訓練(2年)修了者	8年
15	免許職種に関し旧法の職業訓練(1年・1800時間)又は公共職業補導所(1年・1824時間)の修了者	10年
16	旧法施行前の失業保険法の職業訓練(1年・1824時間)の修了者	10年
17	都道府県が行う家事サービス職業訓練の担当者	0年
18	免許職種に相当する昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の技能照査合格者	3年
19	免許職種に関し昭和53年改正規則以前の特別高等訓練課程の養成訓練の修了者	4年
20	免許職種に相当する昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練の技能照査合格者	6年
21	免許職種に関し昭和53年改正規則以前の高等訓練課程の養成訓練の修了者	7年
22	免許職種に関し昭和53年改正規則以前の専修訓練課程の養成訓練の修了者	10年

No.1の技能検定合格者以外の受講資格については、審査に時間を要しますので、事前にお問合せください。